令和4年横審第23号

裁 決モーターボートA乗揚事件

受審人 a職 名 A船長操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官熊谷貴樹出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主

受審人aの小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

理由

(海難の事実)

- 事件発生の年月日時刻及び場所令和3年5月4日14時30分東京都江戸川区葛西臨海公園南方沖合
- 2 船舶の要目
 船 種 船 名 モーターボートA
 総 ト ン 数 16トン
 登 録 長 11.95メートル
 機関の種類 ディーゼル機関
 出 力 559キロワット

3 事実の経過

Aは、船体中央に操舵室及び船室、その上方にフライングブリッジを有する2機2軸の最大搭載人員が15人のFRP製プレジャーモーターボートで、フライングブリッジの中央に舵輪が、その左側にGPSプロッター及びレーダーが、右側に機関遠隔操縦装置がそれぞれ装備され、舵輪後方に操縦席、その左方に座席、フライングブリッジの左舷前部に座席が設置され、a受審人が1人で乗り組み、知人10人を乗せ、釣りの目的で、船首0.5メートル船尾1.0メートルの喫水をもって、令和3年5月4日07時頃江戸川区の旧江戸川の係留場を発し、旧江戸川を下航した。

ところで、葛西臨海公園南方沖合には、旧江戸川、荒川両河川から流入した土砂が堆積して形成された、およそ1海里四方の三枚州と呼ばれる浅所があり、その周囲に約500メートルないし約900メートル間隔で葛西標識杭と称される9基の黄色の簡易標識灯(以下「標識杭灯」という。)が設置され、同杭には乗揚げ注意と記載された注意銘板が取り付けられており、a受審人は、船舶所有者である父親及び友人から、三枚州は干潮になると水深が0メートルになること、標識杭灯が設置されており、同杭灯の外側を航行しなければならないことを教えられ、そのことを承知していた。

a 受審人は、旧江戸川から、三枚州を避けて千葉県浦安市舞浜の護岸に沿って下航したのち、東京湾に出て神奈川県横須賀市沖合の釣り場に向かい、08時頃釣り場に到着して釣りを始め、移動しながら釣りを行い、13時頃釣りを終えて帰途に就いた。

a 受審人は、同乗者をフライングブリッジの左舷前部の座席と操縦 席左方の座席に1人ずつ腰掛けさせ、他の8人を船室の座席に腰掛け させ、自らはフライングブリッジの操縦席に腰掛けて操船にあたり、

- 14時22分半少し前浦安沖灯標から213度(真方位、以下同じ。) 1.65海里の地点で、針路を349度に定め、18.0ノットの速力 (対地速力、以下同じ。)で手動操舵により進行した。
- a 受審人は、フライングブリッジの同乗者と会話をしながら続航し、14時28分浦安沖灯標から281.5度1.23海里の地点に達したとき、三枚州まで1,110メートルとなり、その後三枚州に向首して接近する状況であったが、フライングブリッジの同乗者との会話に気をとられ、目視で標識杭灯との相対位置関係を確かめるなど、船位の確認を十分に行わなかったので、この状況に気付かなかった。
- a 受審人は、三枚州に向首して接近する状況のまま進行し、14時30分浦安沖灯標から302度1.56海里の地点において、Aは、原針路及び原連力のまま、三枚州に乗り揚げた。

当時、天候は晴れで風力3の南風が吹き、潮候は下げ潮の末期にあたり、視界は良好であった。

乗揚の結果、船首船底外板に擦過傷及びプロペラ翼に曲損を生じたが、のち修理された。

(原因及び受審人の行為)

本件乗揚は、葛西臨海公園南方沖合において、旧江戸川の係留場所に向けて航行する際、船位の確認が不十分で、三枚州に向首進行したことによって発生したものである。

a 受審人は、葛西臨海公園南方沖合において、旧江戸川の係留場所に向けて航行する場合、三枚州に向首進行することのないよう、目視で標識杭灯との相対位置関係を確かめるなど、船位の確認を十分に行うべき注意義務があった。ところが、同人は、フライングブリッジの同乗者との会話に気をとられ、船位の確認を十分に行わなかった職務上の過失に

より、三枚州に向首進行して乗揚を招き、船体に損傷を生じさせるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、 同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か 月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和5年3月28日

横浜地方海難審判所

審判官 岩 﨑 欣 吾